

毎日の生活のためになる情報を  
たくさんお届けします!

# Information

## インフォメーション

### お知らせ



平成27年度  
新入学児童の健康診断  
および入学説明会

町教育委員会では、平成27年度に小学校へ入学する児童を対象に就学時健康診断と入学説明会を行います。

対象児童の家庭には案内を郵送しますので、実施日の5日前になつても届いていない場合は学校教育課までお申し出ください。

#### とき

・大治小学校 10月23日(木)

・大治南小学校 10月30日(木)

・大治西小学校 10月16日(木)

**受付時間** 午後1時～1時20分

**検査時間** 午後1時30分～3時

#### 30分

**対象** 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

※詳しくは案内をご覧ください。

**問合せ先** 役場 学校教育課

内線 188

### 母子家庭等医療費 受給者証の名称変更 について

平成26年10月1日から母子家庭等医療費受給者証の名称が「母子・父子家庭医療費受給者証」に変更となります。なお、現在お持ちの方はそのまま利用いただけます。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線 172

### 宝くじの助成金で 太鼓を購入しました

大治太鼓保存会が平成26年度コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)から助成を受けて、太鼓一式を購入しました。

本事業の助成を受けることができたことにより、発表会、太鼓教室、地域のイベントへの参加、中学校のクラブ部活への指導や福祉慰問活動などを通して、今まで以上に地域コミュニティ活動の一層の推進・発展の場として大いに役立てたいと考えています。



### コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図っています。

**問合せ先** 公民館内 社会教育課

☎(443)2671

### 住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

住宅用太陽光発電システムを

設置される方に対し、費用の一部を補助します。

## 補助対象システム

- ・住宅（店舗等との併用住宅を含む）の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連係し、かつ太陽電池の最大出力が10キロワット未満であること
- ・増設する場合、既設分を含めて10キロワット未満であること
- ・未使用品であること
- ・電力会社と電力受給契約を締結すること

## 補助対象者

- ・自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方（既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外です）
  - ・申請年度内にシステムの運用を開始することができる方（要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること）
  - ・過去にシステムの設置に関して町から補助金の交付を受けていない方
- ※自らの所有でない住宅にシステムを設置する場合、住宅の所有者に承諾書をもらう必要

があります。

※集合住宅にシステムを設置する場合、電力会社と自ら居住する部分のみ電力受給契約を締結するときに限り、補助の対象となります。

## 補助金額

1システム当たり一律3万円

## その他

- ・申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。
- ・詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## 問合せ先

役場 産業環境課  
内線124

## 防犯対策センサーライト 補助金のご案内

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、補助金を交付します。

**対象** 町内に住所を有する方

（住民基本台帳に記載）で、平成26年4月1日から平成27年3月31日までにセンサーライトを購入

入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

**補助金の額** センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、20000円を限度額とします。（1000円未満切り捨て）

※別途購入した乾電池等の電源費用を除く

**申請方法** 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライト設置完了後、平成27年3月末日までに書類を添えて申請してください。

※申請書は総務課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

**申込・問合せ先** 役場 総務課  
内線151

## 高齢者虐待を なくしましょう

### ●高齢者虐待とは

家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。高齢者の中に

は、辛くても不満があっても、声を出せない人がいます。あなたの身近にもそんな人はいませんか。

### ●さまざまな形態の虐待があります

- ・身体的虐待 殴る、つねる、蹴るなどの暴力行為
- ・介護・世話の放棄・放任 必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為
- ・心理的虐待 暴力や無視
- ・性的虐待 性的接触や嫌がらせ
- ・経済的虐待 勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為

### ●自覚がない場合も 少なくありません

「高齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が危険な状態に陥っているにもかかわらず、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。

虐待を受けていると思われる高齢者を発見したときは、地域包括支援センターまたは役場に連絡しましょう。

**問合せ先** 地域包括支援センター

役場 民生課 内線115  
ター ☎(442)0857

## 狂犬病予防注射

### について

犬を飼っている方は、飼い犬を市町村へ登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

### ● 狂犬病とは

狂犬病とは、犬にも人にも感染し、一旦発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100パーセント死に至る病気です。現在、日本国内では狂犬病が発生していませんが、ほとんどの国では今でも発生し、世界では年間におよそ5万5千人の方が亡くなっています。このうち、3万人以上がアジア地域での死亡者です。飼い犬に狂犬病予防注射を接種することで、万が一、日本に狂犬病が侵入した場合、犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができます。あなたの家族や地域の方々、また、飼い犬の安全を守るため、犬には毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。

### ● 動物病院でも接種できます

毎年4月に町で行われる集合注射以外にも、かかりつけの動物病

院でも接種することができます。動物病院で発行された注射済みの証明書と手数料(1頭当たり550円)をお持ちのうえ、産業環境課窓口にお越しください。なお、未登録の場合は、登録手数料として別途3000円が必要です。

### 問合せ先 役場 産業環境課

内線124

## みんなで減らそう！ 無駄な医療費

年々増加傾向にあり、今後も増えることが予想される医療費。

この医療費は、皆さんの納める保険税で賄われているため、医療費が増え続けると、皆さんの保険税の負担増につながってしまいます。

大切な医療費を無駄遣いしないように次の点に注意して、適切な受診を心掛けましょう。

- ・ 日ごろから健康づくりを心掛けます。
- ・ 定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。
- ・ 自宅の近くについて、病状などに

ついて親切に説明してくれて、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

- ・ 同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。
- ・ 薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。
- ・ 急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

### 問合せ先 役場 保険医療課

内線172

## 協定保養所の利用を 助成します

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊利用する場合に利用料の一部を助成します。

**助成金額** 一人1泊1000円

※平成26年4月1日から平成27年3月31日宿泊分まで、全保養所合わせて4泊まで利用で

きます。

場所	協定保養所	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568(67)3811
桑名市	名古屋市 休養温泉ホーム松ヶ島	0594(42)3330
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル	0562(82)0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531(35)1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533(68)4696
豊田市	豊田市 百年草	0565(62)0100

### 利用方法

利用される方は、直接保養所へ申し込んでください。その際「愛知県後期高齢者医療制度被保険者」であることを伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示し利用カードの交付(押印)を受けてください。精算時に通常料金に対し、1000円を助成します。

### 問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課  
☎(955)1205

## 赤い羽根共同募金が スタートします

10月1日から12月31日まで全国一斉に赤い羽根共同募金運動を行います。本町においても、地区総代さんや小中学校等を中心に募金活動をお願いするなど、さまざまな形で町民の皆さんに協力を呼び掛けていきますので、ご協力よろしく願います。

**問合せ先** 大治町共同募金委員会(社会福祉協議会内)

☎(442)0990

## 「国の教育ローン」の ご案内

「国の教育ローン」は、高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

**融資金額** お子さん一人当たり350万円以内

**利率** 年2・35%

※母子家庭または世帯年収200万円以内の方は年1・95%

※固定金利(平成26年7月11日)

現在)

**申込・問合せ先** 日本政策金融公庫

教育ローンコールセンター

☎0570(00)8656

☎03(5321)8656

## 募集



## 議会基本条例(案)に 関する意見

議会では、議会改革を積極的に進め、この議会改革を継続的に発展させることを目的として「議会制度改革等特別委員会」を設置し、議会基本条例の制定に向けて検討を重ねてきました。

議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行うっていくことにより、市政の発展と町民福祉の向上を目指すことを目的として「大治町議会基本条例(案)」を取りまとめましたので、次の要領により皆さんの意見を募集します。

**応募期間** 10月1日(水)～30日

(木)※消印有効

**応募方法** 郵便・ファクス・メールのいずれかでご応募ください。

また、議会事務局へ直接提出していただくこともできます。

※土日・祝日を除く

※電話による受付は行いません。

### 記載事項

- ・ 題名「大治町議会基本条例(案)について」
- ・ 住所または勤務先の所在地(いずれかが町内の方に限る)
- ・ 氏名
- ・ 連絡先
- ・ あなたの意見

※以上の必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。

### ●大治町議会基本条例(案)の閲覧

町ホームページまたは議会事務局、スポーツセンター、公民館、総合福祉センター、保健センター健康館すこやかおおはる、老人福祉センター(土日、祝日および各施設の休館日を除く)で閲覧できます。

### 閲覧できる資料

- ・ 大治町議会基本条例(案)
- ・ 大治町議会基本条例概要

**意見への対応** 条例の制定に向けて参考とさせていただきます。

意見の概要と意見に対する議会の対応は、取りまとめ公表します。個別回答はしませんのでご了承ください。

**応募・問合せ先** 役場議会事務局

内線545

〒490-1192

住所記載不要

大治町役場議会事務局

FAX (444)0086

MAIL gikajimukyoku@town.oharu.lg.jp

## 児童クラブ指導員

**募集人員** 若干名

**資格** 健康で子どもと遊ぶことが好きな方(有資格者優遇)

**勤務日** 月～土曜日

※祝日・年末年始を除く

**勤務時間** 平日は、児童の下校時刻から午後6時15分

土曜日は、午前8時30分から

午後6時までのうちの5～7時

間以内

学校休業日は、午前7時30分

から午後6時15分までのうちの

5～7時間以内※日曜日を除く

**選考方法** 書類および面接

**提出書類** 履歴書、資格を有す

お知らせ 募集

お願い 相談

スポーツ 催し

講座・教室

る場合は資格証の写し

**提出期限** 10月20日(月)

**採用時期** 11月1日(土)

**勤務地** 東部、西部、南部児童クラブのいずれか

**賃金** 時給1000円以上(有資格者優遇)

**提出・問合せ先** 児童センター(社会福祉協議会内)

☎(441)1781

### 介護支援専門員 パート職員

海部東部消防組合介護認定審査会事務局では、介護保険の要介護認定を行う際に必要な認定調査等を行う介護支援専門員を募集します。

**内容** 要介護認定調査業務

**募集人員** 2名

**勤務地** 海部東部消防組合

**勤務時間** 午前9時～午後4時

1週28時間以内

**賃金** 海部東部消防組合の規則に基づき支給

**応募資格** 介護支援専門員資格(介護保険認定調査員研修を修了した方。研修については採用後

でも可)・普通自動車運転免許

**受付期間** 随時受け付けます。

※土日・祝日を除く、午前8時30

分から午後5時15分まで

※募集人員になり次第締め切り  
ます。

**提出書類** 履歴書(写真添付)・  
介護支援専門員証および運転免許証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定  
します。

**提出・問合せ先** 海部東部消防  
組合介護認定審査会事務局  
審査庶務課 ☎(449)0800

### ホームページ バナー広告

10月1日(水)から、平成27年  
4月以降掲載分の受付を開始し  
ます。ぜひご利用ください。

**規格** 縦60ピクセル×横120

ピクセル、GIFまたはJPE  
G、5KB以内

**掲載場所** 町ホームページの  
トップページ

**掲載期間** 平成27年4月から1  
カ月単位※連続掲載できる期間  
は同一年度で12カ月まで

**掲載料(月額・税込み)**

1枠5000円 ※12カ月連

続申し込みの場合は50000円

**申込期限** 掲載開始希望日の6

カ月前から前月の初日

**申込方法** 申込書に記入のう

え、原稿案(デジタルデータ)・業  
務内容の分かる書類・納税証明  
書(申込者が町外の場合)ととも  
に提出してください。

**問合せ先** 役場企画課  
内線128

### 身に付けよう応急手当 普通救命講習Ⅲ

**とき** 10月26日(日)午後1時～  
4時

**ところ** 海部東部消防組合消防

本部 講堂

**対象** 大治町・あま市に在住ま

たは在勤の方で満15歳以上の方

**内容** 小児・乳児・新生児に対す  
るAEDを用いた心肺蘇生法、  
大出血時の止血法

**定員** 15名

**費用** 無料

**受付期間** 10月6日(月)～19日  
(日)

**申込場所** 海部東部消防組合消

防本部・消防署・北分署・南分署

**申込方法** 普及講習受講申請書

で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署

で配布、または海部東部消防

本部ホームページからダウン

ロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申

込みはできません。

**問合せ先** 海部東部消防組合消  
防本部消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

### 自衛官

**募集項目** 高等工科学校生徒

**対象** 平成27年4月1日現在

で、15歳以上17歳未満の男子

**受付期間** 11月1日(土)～平成

27年1月9日(金)

**試験日** 平成27年1月24日(土)

**問合せ先** 自衛隊愛知地方協力

本部一宮地域事務所

☎0586(73)7522

ボーイスカウト大治第1団  
発団記念・募集行事  
バームクーヘンと森の遊び

ボーイスカウトでは、学校やスポーツクラブでは体験できない活動を通して、子どもたちの「知力の向上・豊かな想像力」を育んでいます。まずは募集行事に参加して活動の楽しさを実感してください。

**とき** 10月19日(日)午前9時30分～正午

**ところ** 鎌須賀集会場・八ツ屋防災コミュニティセンター

**対象** 小学1～5年生

※必ず保護者同伴でご参加ください。

**定員** 先着20名

**集合場所** 八ツ屋防災コミュニティセンター

**参加費** 無料

**持ち物等** 水筒、運動ができる服装

**その他** ボーイスカウトの説明も行います。

**申込・問合せ先** ビーバー隊長 今井早奈江

☎(432)1333

☎090(8862)7595

MAIL s.i.153cm@docomo.ne.jp

シルバー人材センター  
お仕事引き受けます

町内の元気なシルバー会員が親切・丁寧に作業します。

**主な作業内容** 庭、空き地の除草、洋服の直しなど

※そのほかの作業も引き受けますのでお気軽にお尋ねください。

**問合せ先** シルバー人材センター  
☎(443)1680

シルバー人材センター  
新規入会説明会

**とき** 10月8・22日(水)

午前10時から1時間程度  
**ところ** 総合福祉センター 2階会議室

**対象** 町内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方

**問合せ先** シルバー人材センター  
☎(443)1680

相談



人権特設相談

日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。相談は無料で秘密は厳守します。

**とき** 10月10日(金)午前9時30分～正午

**ところ** 役場 2階第2会議室

**相談事項** 親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名誉、信用、差別、私的裁判、いじめ、体罰などの人権問題

**相談担当者** あま市、大治町の人権擁護委員

※毎月第2火曜日(午後1時～3時)役場で定例人権相談を実施していますのでお気軽にお出掛けください。

**大治町人権擁護委員**

若山義雄氏

☎(444)0889

石川義章氏

☎(444)5632

三輪昭子氏

☎(444)5886  
問合せ先 役場 民生課  
内線165・168

消費生活相談

電話による強引な押し売りや、頼んでもいない商品が届いたことありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安を感じたら、ひとりで悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

**とき** 10月15日(水)午後1時30分～4時30分(受付終了午後4時)

※毎月第3水曜日に開催していますが、変更となる場合もあります。

**ところ** 役場 2階 第2会議室  
(10月のみ変更)

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

**相談料** 無料

**申込・問合せ先**

役場 産業環境課

内線137

**若年者就職相談窓口**

町では、「やりたい仕事が見つからない」「就職に向けてどうしてよいか分からない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開設します。専門のアドバイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。なお、開設場所はあま市となりますので、ご注意ください。

**とき** 10月27日(月)午後1時～4時

**ところ** あま市役所七宝庁舎1階相談室

**対象** 45歳未満の若年者(学生含む)またはその家族

**費用** 無料

**定員** 3名(先着順、一人50分)

**申込方法** 相談日の1週間前までに電話でご予約ください。

**申込・問合せ先** 役場 産業環境課

内線137

**愛知県行政書士会海部支部主催  
行政書士無料相談会**

相談費用無料・予約不要です

ので、お気軽にご相談ください。

**とき** 10月25日(土)午前10時～

正午午後1時～3時

**ところ** あま市甚目寺総合福祉会館

**相談内容** 遺言・相続・農地転用・開発申請など許認可手続・戸籍手続・内容証明・会社定款・入管関係

**相談員** 愛知県行政書士会 海部支部会員

**問合せ先** 愛知県行政書士会

☎(931)4068

**10月20日(月)～26日(日)行政相談週間  
行政相談を  
ご利用ください**

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆さんから苦情や意見・要望をお聞きするため「行政相談」を行っております。

この行政相談制度を皆さんに

知っていただき、利用いただくために「行政相談週間」を実施することとなりました。相談は無料で、秘密は厳守されます。

**とき** 10月14日(火)午後1時～3時

**ところ** 役場 2階第2会議室

**相談担当者** 行政相談委員

※「行政相談委員」とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

**●一日合同行政相談所の開設**

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり、「行政・法律なんでも相談所」を開設し、税金に関する相談、相続・離婚等の法律相談も受け付けます。相談は無料で秘密は守られます。

**とき** 10月24日(金)午前10時～午後3時

**ところ** ナディアパーク 3階 デザインホール

**問合せ先** 総務省中部管区行政評価局

☎(972)7415

**スポーツ**



体育協会主催

**町民体力テストを  
実施します**

健康の維持・増進を図るために、体力を測定してみませんか。

**とき** 10月13日(月)

受付 午前9時～11時

開会式 午前9時15分

※種目開始は、オープニング終了後となります。

※測定は、1～2時間で終了します。

**ところ** スポーツセンター

**対象** 町内在住・在勤の方

**服装等** ジャージ等運動しやすい服装

**持ち物** 体育館シューズ、タオル

※体育館シューズがない場合は、

②③の種目はできません。

**参加料** 無料

**部門**

- ・小学生部門
- ・一般部門
- ・幼児、シルバー部門

## 種目

- ① 立ち幅とび  
(1階 武道場兼軽運動室)
  - ② 反復横とび  
(1階 サブアリーナ)
  - ③ 20m シャトルラン  
(2階 メインアリーナ)
  - ④ 握力  
(2階 会議室兼研修室)
  - ⑤ 長座体前屈  
(2階 会議室兼研修室)
  - ⑥ 上体起こし  
(2階 選手ミーティング室東)
  - ⑦ 開眼片足立ち  
(2階 選手ミーティング室西)
- 身長・体重測定  
(1階 トレーニング室前)
- あめすくい  
(1階 エントランス)
- ※体力テストに参加した方は、終了後にあめすきいができます。



**問合せ先** スポーツセンター  
☎(443)7077

### 体育協会主催 ゲートボール教室

**とき** 11月17日(月)～21日(金)  
午前8時30分～10時30分

**ところ** 多目的スポーツ広場

**対象** 町内在住または在勤の方

**参加費(傷害保険料を含む)**

1人 400円(全5回)

※教室中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

**指導内容** 基本競技ルール等の指導および実技講習

**指導員** ゲートボールクラブ員

**持ち物** 運動できる服装・ステイック ※お持ちでない方はご用意します。

**申込期間** 10月13日(月)～11月7日(金)

**申込・問合せ先** スポーツセンター  
☎(443)7077

### スポーツ推進委員会主催 町民はつらつ ウォーキング

百々ヶ峰(どどがみね)で紅葉を楽しみながら歩いてみませんか。

標高417.9mの山頂からは、長良川、濃尾平野、金華山を望む雄大な景色が広がります。

**とき** 11月22日(土)

受付 午前8時15分

**集合場所** スポーツセンター

**出発時間(観光バス)**

出発 午前8時30分

帰着 午後5時ごろ

**対象** 町内に在住または在勤の小学4年生以上の健康な方

**行き先** 百々ヶ峰登山道(岐阜市)

子どもから年配者まで楽しんで登ることが出来ます。

- ・ 距離 約5km
- ・ 時間 約3時間

**募集人数** 40名 ※小学生は保護者同伴

**参加費(傷害保険料を含む)**

一人 2500円

**募集期間** 10月19日(日)～11月

2日(日)

※定員になり次第締め切ります。

**受付場所** スポーツセンター事務局窓口

※窓口で申込書に記入のうえ、参加費を添えて申し込んでください。

**その他** 弁当・飲み物は出発前までに各自でご用意ください。

**問合せ先** スポーツセンター

☎(443)7077





## 催し



### 議会報告会

町議会は、9月定例会などの報告や、参加された方々との懇談会を行います。多くの方との『情報共有・意見交換』の場として行っています。皆さんの代表である町議会議員に、お気軽にご意見やご要望を伝えるため、ぜひご参加ください。

**とき** 10月24日(金)午後7時

**ところ** 公民館 2階 講義・会議室

**問合せ先** 役場 議会事務局

内線545

### 川辺でわくわく体験！ りばーびあ庄内川2014

庄内川・土岐川流域の13の市町・県が参加する「りばーびあ庄内川実行委員会」では、川と人とのふれあいを通じて庄内川・土岐川への理解と関心を深めてもらうことを目的として、毎年秋に

清須市内の庄内川河川敷で、「りばーびあ庄内川」を開催しています。親子でぜひお越しください。

**とき** 10月19日(日)午前9時～午後1時

**ところ** みずとぴあ庄内

**内容** Eポートでの川下り、ガサガサ探検で魚探し、参加団体の趣向を凝らした出展、災害や環境について学べる企画、お子さんに人気のバンブーコースターなど、親子で楽しめる企画をたくさん用意しています。

※天候により、一部内容の変更、または中止となる場合があります。

**入場料** 無料

**問合せ先** 国土交通省 庄内川

河川事務所 地域連携課

☎(914)6924



●バンブーコースター

### リサイクルフェア

八穂クリーンセンターでは、資源の有効利用を図り、再生利用を推進するため、自転車および家具類のリフォーム業務を行っています。

そこで、再生された完成品を構成市町村住民の皆さんに販売します。なお、金額につきましては、当日再利用品に貼付させていただきます。

また、あわせて環境プログラムも多数用意しています。防災および減災用品の展示も行いますのでぜひご参加ください。

**とき** 10月19日(日)午前8時50分～正午

**ところ** 海部地区環境事務組合

八穂クリーンセンター

**対象** 海部地区在住の方で、引取期間内に再利用品を取りに来ることができる方

**申込書の配付** 当日午前8時50分～10時

クリーンセンター正門で一人一枚を配布させていただきます。

**申込時間** 午前8時50分～10時15分

**公開抽選時間** 午前10時30分

**環境プログラム(午前9時)**

① 八穂環境学習教室

② 地球温暖化対策展示および体験

③ 施設見学

**家具の引取期間** 10月19日(日)

～24日(金)午前9時～午後5時

**その他**

・対象地区以外の方の申し込みは、無効とします。

・家具類は必要経費(補修材料)、自転車は必要経費以外に鍵代と防犯登録料を負担していただきます。

**問合せ先** 海部地区環境事務組

合 八穂クリーンセンター

☎0567(68)6500

HP <http://www.atkankyo.or.jp>

